

証券コード 3190

2024年6月7日

株 主 各 位

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目4番17号

株式会社 ホットマン

取締役社長 伊藤 信幸

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.yg-hotman.com/ir/meeting.php>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ホットマン」又は「コード」に当社証券コード「3190」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午前11時
2. 場 所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目3番1号
江陽グランドホテル 3階 孔雀の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 第50期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い致します。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

(株主の皆様へのお願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、些少ながら当社で営業しておりますシャトレーゼのお菓子をお土産としてご用意しております。ただし、席数同様、数量に限りがあるため、株主総会終了後にお渡しとなります。また、ご持参の議決権行使書用紙の枚数に関わらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。予めご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ◎株主懇親会は予定しておりません。また、会場内の写真撮影並びに録音等につきましては、禁止とさせていただきますので、予めご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載致します。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済環境は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し社会経済活動の正常化が進む一方、世界情勢の緊迫化による資源・原材料価格の高騰及び円安の長期化等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社におきましても、仕入価格をはじめとした様々なコストが増加しており、また継続的な物価上昇が個人消費の抑制要因になることが予想され、厳しい状況が続いております。

そのような環境の中、会社方針に『遂げずばやまじ（成功するためには成功するまで続けることである）』を掲げました。今後当社がさらなる成長発展を可能にしていくために必要な事業への投資、また店舗移転に伴う設備投資等を積極的に進めていく方針を固め、社員が丸となって協力し合うことにより変化の厳しい状況においても売上及び収益を確保するべく業務に取り組んで参りました。

2023年4月に宮城県栗原市に当社2号店となるシャトレゼ築館店をグランドオープン（プレオープンは同年3月）及び2023年8月に宮城県仙台市若林区にあるTSUTAYAやまとまち店を退店致しました。また、2024年2月に宮城県仙台市若林区に地域の利便性向上を目指しイエローハット仙台六丁の目店を、同年3月には旧イエローハット仙台六丁の目店の場所にアップガレージ仙台店、福島県郡山市に「イエローハットフェスタ郡山店」から「イエローハット郡山西ノ内店」へ店舗名を変更し、それぞれ移転オープン致しました。

当事業年度末の店舗数は、イエローハットが90店舗、TSUTAYAが8店舗（前事業年度比1店舗減）、アップガレージが8店舗、カーセブンが3店舗、ダイソーが6店舗、コメダ珈琲店が1店舗、シャトレゼが2店舗、宝くじ売場が5店舗の合計123店舗（前事業年度比1店舗減）となっております。

この結果、当事業年度の状況は、売上高は20,997百万円となり、前事業年度比804百万円（前事業年度比3.7%減）の減収となりました。経常利益につきましては352百万円となり、前事業年度比84百万円（前事業年度比19.3%減）の減益となりました。当期純利益は204百万円となり、前事業年度比17百万円（前事業年度比9.4%増）の増益となりました。減収の要因は主として、店舗移転に伴う休業、暖冬と2024年3月の度重なる降雪の影響により、イエローハット事業の主力季節商品であるスタッドレスタイヤと春先の夏タイヤの販売時期がずれ込み伸び悩んだこと及びTSUTAYA事業における消費行動の変化に伴う販売低迷によるものとなっております。この結果、営業・経常利益共に減益となりました。当期純利益の増益の要因

は主として、前第3四半期累計期間における子会社の清算に伴う特別損失の計上、当事業年度におけるTSUTAYAやまとまち店の退店及び関係会社株式の売却に伴う特別利益の計上によるものとなっております。

セグメント別の状況は次の通りであります。

[イエローハット]

当社の主たる事業であるイエローハット事業におきましては、地域の利便性向上を目指し2024年2月に宮城県仙台市若林区にイエローハット仙台六丁の目店を、同年3月には福島県郡山市に「イエローハットフェスタ郡山店」を「イエローハット郡山西ノ内店」へ店舗名を変更し、それぞれ移転オープン致しました。

コロナ禍で減少した来店客数の回復をはかるべく、会員獲得や車検を中心としたカーメンテナンスの販売に注力したものの、店舗移転に伴う休業、暖冬と2024年3月の度重なる降雪の影響により、イエローハット事業の主力季節商品であるスタッドレスタイヤと春先の夏タイヤの販売時期がずれ込み伸び悩んだこと及び販売単価の下落等もあり、当事業年度の売上高は低調に推移致しました。

この結果、当事業年度の状況は、売上高16,132百万円（前事業年度比3.5%減）、セグメント利益（営業利益）は597百万円（前事業年度比19.6%減）となっております。

[TSUTAYA]

TSUTAYA事業におきましては、書籍の販売に注力したものの、消費行動の変化に伴う販売低迷及び2023年8月に宮城県仙台市若林区にあるTSUTAYAやまとまち店の退店もあり、当事業年度の売上高は低調に推移致しました。

この結果、当事業年度の状況は、売上高1,700百万円（前事業年度比19.6%減）、セグメント損失（営業損失）は76百万円（前事業年度は102百万円のセグメント損失（営業損失））となっております。

[アップガレージ]

アップガレージ事業におきましては、2024年3月に宮城県仙台市若林区の旧イエローハット仙台六丁の目店の場所にアップガレージ仙台店を移転オープン致しました。

店舗移転に伴う休業もあり、売上高は概ね横ばいで推移致しましたが、収益構造の見直し等による粗利率の向上に注力したことにより、当事業年度は営業利益に改善が見られました。

この結果、当事業年度の状況は、売上高1,086百万円（前事業年度比0.5%増）、セグメント利益（営業利益）は91百万円（前事業年度比18.1%増）となっております。

[その他]

その他事業におきましては、2023年4月に宮城県栗原市に当社2号店となるシャトレゼ築館店をグランドオープン（プレオープンは同年3月）致しました。シャトレゼ事業は出店以来お客様の来店状況も良く全体売上高には貢献致しましたが、新規出店による費用の増加により、セグメント利益（営業利益）については減益となっております。

ダイソー事業、保険事業、カーセブン事業及び不動産賃貸事業におきましては、売上高は好調に推移致しました。

コマダ事業及び宝くじ事業におきましては、売上高は低調に推移致しました。

この結果、当事業年度の状況は、売上高2,077百万円（前事業年度比10.7%増）、セグメント利益（営業利益）は97百万円（前事業年度比7.9%減）となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施致しました設備投資の総額は853百万円（建設仮勘定を除く）であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次の通りであります。

なお、無形固定資産への投資額につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

a. イエローハット

当事業年度の主な設備投資は、イエローハット仙台六丁の目店の新築移転に関わる建物や工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は725百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

b. TSUTAYA

当事業年度の主な設備投資は、TSUTAYA各店舗の工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は1百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

c. アップガレージ

当事業年度の主な設備投資は、アップガレージ仙台八乙女店の土地の取得及びアップガレージ仙台店の移転に関わる建物や各店舗の工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は108百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

d. その他

当事業年度の主な設備投資は、新規出店予定地の土地及びその他事業各店舗に関わる工具、器具及び備品の取得を行ったものであり、その総額は17百万円であります。

なお、重要な除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中、当社の所要資金として金融機関より長期借入金500百万円の調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2021年 3 月期)	第 48 期 (2022年 3 月期)	第 49 期 (2023年 3 月期)	第 50 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (千円)	21,348,977	20,891,452	21,801,939	20,997,839
経 常 利 益 (千円)	660,961	514,317	436,792	352,663
当 期 純 利 益 (千円)	341,540	265,564	187,334	204,878
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	48.41	37.64	26.55	29.04
総 資 産 (千円)	15,594,532	15,464,200	15,911,892	15,886,285
純 資 産 (千円)	6,894,488	6,917,762	7,000,098	7,109,253
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	977.18	980.48	992.15	1,007.62

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

3. 第47期の当期純利益が前事業年度に比べて増加した理由は、主たる事業であるイエローハット事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による節約志向により低迷したものの、同感染症の影響により巣籠需要が増加しTSUTAYA事業においてそれを補完したため売上高は増加及び費用面において人件費や広告宣伝費等の経費は削減できたことによるものとなっております。

4. 第48期の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、TSUTAYA事業における巣籠需要の反動及び時短要請による営業時間の短縮、全事業における特別定額給付金支給に伴う需要増の反動影響及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による客数減少等による売上高の減少、並びに主たる事業のイエローハット事業において、2022年3月の降雪及び地震による休業に伴い高粗利の夏タイヤ販売が低調であったこともあり、経費削減により販管費は減少したものの粗利額の減益により、営業利益、経常利益及び当期純利益は減益となっております。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期の売上高が19,905千円増加、販売費及び一般管理費は22,368千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ2,463千円減少しております。

5. 第49期の当期純利益が前事業年度に比べて減少した理由は、主たる事業であるイエローハット事業における度重なる値上げとそれに伴う駆け込み需要によりタイヤ関連の販売及び車検台数が好調に推移したこと及び新規事業であるシャトレーゼの新規出店等により売上高は増加したものの、人件費や電気料金等の上昇及び店舗の新築移転や新規出店等による費用の増加並びに2022年12月の非連結子会社の清算によるものとなっております。
6. 第50期（当事業年度）の当期純利益が前事業年度に比べて増加した理由は、前第3四半期累計期間における非連結子会社の清算に伴う特別損失の計上及び当事業年度におけるTSUTAYAやまとまち店の閉店及び関係会社株式の売却に伴う特別利益の計上によるものとなっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他の重要な企業結合等の状況

㈱イエローハットは、当社の議決権を15.59%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、カー用品販売を行うイエローハットを中心に店舗展開をする小売が主となる企業であります。開発投資等がないことから、事業上の課題は財務上の課題とリンクしております。

当社を取り巻く経営環境として、主たる事業であるイエローハット事業では、10月から12月に販売がピークになるスタッドレスタイヤ等季節用品の販売による売上高は、他の四半期に比べ著しく高く、通期業績には、同期間の季節用品の販売動向が大きく影響致します。

これら季節用品は、暖冬か厳冬か、降雪があるか、積雪が程よくあるか等々の天候により販売数が増減致します。今後の天候を先読みするのは困難ですが、地球温暖化による暖冬の頻度は上昇するものと捉えております。

具体的には、イエローハット事業では、中長期的に各店舗月間車検獲得50台以上を目指すと共に、自動車整備士の増員をはかって参ります。その他の事業においても、高粗利商品販売の取組を実施し、労働分配率の引き下げを目指し、商品在庫構成を流行や需要に合わせてアップデートしつつ、スタッフの精鋭化を実施して参ります。

企業価値を高めるため、以下の課題は継続的に実施して参ります。

- ① 当社の経営理念「他人（ひと）のしあわせが 自分のしあわせ」を実現するために、商売の基本を徹底して参ります。主なものとしては、整理・整頓・清掃・清潔・躰・先手の挨拶を総称した「6S」の徹底を行い、「気付き」を養うことで、接客対応の向上を目指して参ります。そうした取り組みにより、安定した顧客作りや内部体制の強化をはかって参ります。

② 当社は、人材確保及び人材育成に関しても、重要な課題と捉えております。少子高齢化と地方における自家用車の保有台数のギャップ（若年層は減少、保有台数はあまり変動していない）がますます大きくなると予想しており、人材確保は社を挙げて注力しております。また、女性の戦力化にも取り組んで参る所存です。当社における女性幹部社員の状況は、課長職2名、店長職3名（前事業年度比1名増）、副店長職6名（前事業年度比1名減）となっております。中長期的な取り組みとして、女性社員の教育に注力し、幹部社員としての活躍の場を広げて参ります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、㈱イエローハット、㈱TSUTAYA等のフランチャイザー本部とフランチャイズ契約を締結し、フランチャイジーとして、カー用品販売・取付・車検・整備等の「イエローハット」、書籍・文具雑貨等の販売、DVDのレンタル等を行う「TSUTAYA」、自動車小売・買取の「カーセブン」、中古カー用品の買取・販売の「アップガレージ」、ダイソー商品販売の「ダイソー」、コーヒーショップの「コメダ珈琲店」、菓子等販売の「シャトレーゼ」を運営しております。また、宝くじの販売等を行う「宝くじ売場」を運営しております。

セグメント区分との関連は、次の通りであります。

事業	セグメント区分	事業内容
イエローハット	イエローハット	カー用品販売・取付・車検・整備等 (一部レンタカーの取扱)
TSUTAYA	TSUTAYA	書籍・文具雑貨等の販売、DVDのレンタル等
アップガレージ	アップガレージ	中古カー用品の買取・販売等 (一部新品カー用品の取扱)
カーセブン	その他	自動車小売・買取
ダイソー	その他	ダイソー商品販売
コメダ	その他	コーヒーショップ
シャトレーゼ	その他	菓子等販売
宝くじ	その他	宝くじの販売等
不動産賃貸	その他	不動産賃貸業務

2024年3月31日現在で出店している店舗数は123店舗であり、主たる事業は「イエローハット」(店舗数90店舗)ですが、イエローハット事業以外にも様々な事業のフランチャイズ契約を締結し、「メガフランチャイジー」を志向しております。

当社の主たる出店地域は東北地区であり、福島県、宮城県、岩手県を中心に、出店しているほか、長野県、茨城県、栃木県、秋田県にも展開しております。

各地区における店舗数は以下の通りであります。

事業	長野地区	茨城地区	栃木地区	福島地区	宮城地区	岩手地区	秋田地区	合計
イエローハット	12	16	2	13	32	15	—	90
TSUTAYA	—	—	—	—	6	2	—	8
アップガレージ	—	—	—	2	4	1	1	8
カーセブン	—	—	—	—	3	—	—	3
ダイソー	—	—	—	1	4	1	—	6
コメダ	—	—	—	—	1	—	—	1
シャトレーゼ	—	—	—	—	2	—	—	2
宝くじ	—	—	—	—	5	—	—	5
合計	12	16	2	16	57	19	1	123

(6) 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

① 本社

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目4番17号

② イエローハット事業

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
イエローハット飯田店	長野県飯田市	イエローハット水戸南店	茨城県茨城郡
イエローハット伊那店	長野県伊那市	イエローハット水戸中央店	茨城県水戸市
イエローハット諏訪インター店	長野県茅野市	イエローハットひたちなか店	茨城県ひたちなか市
イエローハット岡谷店	長野県岡谷市	イエローハット常陸太田店	茨城県常陸太田市
イエローハット松本村井店	長野県松本市	イエローハット常陸大宮店	茨城県常陸大宮市
イエローハット松本並柳店	長野県松本市	イエローハット日立店	茨城県日立市
イエローハット安曇野店	長野県安曇野市	イエローハット高萩店	茨城県高萩市
イエローハット上田原店	長野県上田市	イエローハット北茨城中郷店	茨城県北茨城市
イエローハット川中島店	長野県長野市	イエローハット城南店	栃木県小山市
イエローハット長野東和田店	長野県長野市	イエローハット宇都宮南店	栃木県宇都宮市
イエローハット若槻店	長野県長野市	イエローハット西若松店	福島県会津若松市
イエローハット須坂店	長野県須坂市	イエローハット会津インター店	福島県会津若松市
イエローハット鹿島店	茨城県鹿嶋市	イエローハット喜多方関柴店	福島県喜多方市
イエローハット藤代6号バイパス店	茨城県取手市	イエローハット須賀川東店	福島県須賀川市
イエローハット竜ヶ崎中根台店	茨城県龍ヶ崎市	イエローハット郡山西ノ内店	福島県郡山市
イエローハット石岡店	茨城県石岡市	イエローハット田村店	福島県田村市
イエローハット下妻店	茨城県下妻市	イエローハット二本松油井店	福島県二本松市
イエローハット総和店	茨城県古河市	イエローハット本宮戸崎店	福島県本宮市
イエローハット下館店	茨城県筑西市	イエローハット福島南町店	福島県福島市
イエローハット友部店	茨城県笠間市	イエローハット福島御山店	福島県福島市

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
イエローハット伊達保原店	福島県伊達市	イエローハット吉岡店	宮城県黒川郡
イエローハット原町店	福島県南相馬市	イエローハット加美中新田店	宮城県加美郡
イエローハット相馬店	福島県相馬市	イエローハット古川店	宮城県大崎市
イエローハット白石店	宮城県白石市	イエローハット涌谷店	宮城県遠田郡
イエローハット角田店	宮城県角田市	イエローハット築館店	宮城県栗原市
イエローハット大河原店	宮城県柴田郡	イエローハット登米南方店	宮城県登米市
イエローハット岩沼店	宮城県岩沼市	イエローハット佐沼店	宮城県登米市
イエローハット名取南店	宮城県名取市	イエローハット石巻大街道店	宮城県石巻市
イエローハット名取店	宮城県名取市	イエローハット石巻店	宮城県石巻市
イエローハット長町インター店	宮城県仙台市	イエローハット気仙沼店	宮城県気仙沼市
イエローハット南仙台店	宮城県仙台市	イエローハット一関店	岩手県一関市
イエローハット西多賀店	宮城県仙台市	イエローハット水沢店	岩手県奥州市
イエローハット仙台やまとまち店	宮城県仙台市	イエローハット江刺店	岩手県奥州市
イエローハット仙台バイパス店	宮城県仙台市	イエローハット北上店	岩手県北上市
イエローハット仙台六丁の目店	宮城県仙台市	イエローハット北上インター店	岩手県北上市
イエローハット東仙台店	宮城県仙台市	イエローハット遠野店	岩手県遠野市
イエローハット宮城インター店	宮城県仙台市	イエローハット花巻店	岩手県花巻市
イエローハット長命ヶ丘店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡南店	岩手県盛岡市
イエローハット泉加茂店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡バイパス店	岩手県盛岡市
イエローハット八乙女店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡インター店	岩手県盛岡市
イエローハット泉バイパス店	宮城県仙台市	イエローハット盛岡北店	岩手県盛岡市
イエローハット多賀城店	宮城県多賀城市	イエローハット二戸店	岩手県二戸市
イエローハット利府店	宮城県宮城郡	イエローハット大船渡店	岩手県大船渡市
イエローハットしおがま店	宮城県塩釜市	イエローハット宮古店	岩手県宮古市
イエローハット富谷店	宮城県富谷市	イエローハット久慈店	岩手県久慈市

③ TSUTAYA事業

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
TSUTAYA仙台荒井店	宮城県仙台市	TSUTAYA涌谷店	宮城県遠田郡
TSUTAYA新田東店	宮城県仙台市	TSUTAYA築館店	宮城県栗原市
TSUTAYA利府店	宮城県宮城郡	TSUTAYA一関店	岩手県一関市
TSUTAYA古川バイパス店	宮城県大崎市	TSUTAYA水沢店	岩手県奥州市

④ アップガレージ事業

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
アップガレージ会津インター店	福島県会津若松市	アップガレージ仙台八乙女店	宮城県仙台市
アップガレージ二本松店	福島県二本松市	アップガレージ石巻店	宮城県石巻市
アップガレージ仙台名取店	宮城県名取市	アップガレージ盛岡インター店	岩手県盛岡市
アップガレージ仙台店	宮城県仙台市	アップガレージ秋田店	秋田県秋田市

⑤ その他事業

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
カーセブン大河原店	宮城県柴田郡	コメダ珈琲店利府店	宮城県宮城郡
カーセブン仙台柳生店	宮城県仙台市	シャトレーゼ南仙台店	宮城県仙台市
カーセブン古川店	宮城県大崎市	シャトレーゼ築館店	宮城県仙台市
ダイソー原町店	福島県南相馬市	宝くじ売場 岩沼店	宮城県岩沼市
ダイソー角田店	宮城県角田市	宝くじ売場 西多賀店	宮城県仙台市
ダイソー仙台柳生店	宮城県仙台市	宝くじ売場 宮城インター店	宮城県仙台市
ダイソー多賀城店	宮城県多賀城市	宝くじ売場 多賀城店	宮城県多賀城市
ダイソー古川バイパス店	宮城県大崎市	宝くじ売場 しおがま店	宮城県塩釜市
ダイソー水沢店	岩手県奥州市		

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
882 (201) 人	38.3歳	11.8年

セグメントの名称	従業員数
イエローハット	795 (45) 人
TSUTAYA	14 (59)
アップガレージ	39 (10)
その他	16 (84)
管理部門 (共通)	18 (4)
合計	882 (201)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含みます。) は、年間の平均人員の小数点以下第1位を四捨五入し () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	1,360,000千円
株式会社日本政策投資銀行	375,000
株式会社青森銀行	351,686
株式会社仙台銀行	300,000
株式会社北海道銀行	260,000
株式会社三菱UFJ銀行	258,350
株式会社山形銀行	256,658
株式会社秋田銀行	206,658
株式会社岩手銀行	200,000
株式会社常陽銀行	100,000
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社きらやか銀行	100,000
株式会社東邦銀行	100,000

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,275,500株（自己株式220,000株を含む。）
(3) 株主数 7,807名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤 信 幸	1,128千株	15.99%
株式会社イエローハット	1,099	15.59
ホットマン従業員持株会	588	8.34
株式会社幸栄企画	350	4.96
ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社	250	3.54
株式会社ヨコハマタイヤジャパン	250	3.54
株式会社日本政策投資銀行	160	2.27
株式会社七十七銀行	150	2.13
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150	2.13
株式会社日専連ライフサービス	125	1.77

(注) 1. 当社は、自己株式を220千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	伊藤 信幸	
専務取締役	柳田 聡	管理本部長
取締役	伊藤 忠行	営業本部長
取締役	山崎 克宏	営業副本部長
取締役	金濱 明雄	株式会社エフピーライン 代表取締役
取締役	出田 末喜	
常勤監査役	早坂 英男	
監査役	鈴木 秀総	おおさき総合法律会計事務所 株式会社中央会計企画 代表取締役 グラントマト株式会社 監査役
監査役	永山 雅敏	

- (注) 1. 取締役金濱明雄氏及び出田末喜氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木秀総氏及び永山雅敏氏は、社外監査役であります。
3. 取締役金濱明雄氏は金融機関の出身者、監査役鈴木秀総氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役金濱明雄氏、取締役出田末喜氏、監査役鈴木秀総氏及び監査役永山雅敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定するものとする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役 伊藤信幸氏、柳田聡氏、伊藤忠行氏、山崎克宏氏、金濱明雄氏、出田末喜氏、監査役 早坂英男氏、鈴木秀総氏及び永山雅敏氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、罰金、課徴金及び役員が会社に対して支払う損害賠償金が発生した場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は記名法人の役員（取締役）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が会社役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補されることとなります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本報酬に関する方針

原則として各人の役職、在勤年数等を総合的に勘案し、株主総会で決議された範囲内で取締役会において協議のうえ、個々の配分額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

原則としてありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

原則としてありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役会において協議のうえ、個々の配分額を決定しております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

・基本報酬 毎月付与しております。

・退職慰労金 株主総会の決議を経て最後の基本報酬付与後に付与しております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

原則としてありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会決議により決定しております。
- ・役員賞与は、原則としてありません。
- ・役員退職慰労金は、規則に従い算定し、株主総会の決議を経て取締役退任時に支給致します。なお本慰労金は常勤者に支給することと致します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	役員退職慰労 引当金繰入額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (2)	58,197 (1,200)	54,000 (1,200)	4,197 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	7,389 (1,800)	7,200 (1,800)	189 (-)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	65,586 (3,000)	61,200 (3,000)	4,386 (-)

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)であります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2014年1月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は1名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2014年1月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役金濱明雄氏は、(株)エフピーラインに所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役鈴木秀総氏は、おおさき総合法律会計事務所、(株)中央会計企画及びグラントマト(株)に所属しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

・ 社外取締役

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 金濱明雄	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席致しました。 金融機関並びに経営コンサルティング業における長期の職務経験と豊富な知識を活かし、コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
取締役 出田末喜	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席致しました。 建設業における長期の職務経験と豊富な知識を活かし、主に建設・採用に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。

・ 社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 鈴木秀絵	当事業年度に開催された取締役会、監査役会14回全てに出席致しました。 監査法人における公認会計士としての長期の職務経験と、法律及び会計事務等の専門的な知識を活かし、当社の財務並びにその計画について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、同様に適宜発言を行っております。
監査役 永山雅敏	当事業年度に開催された取締役会、監査役会14回全てに出席致しました。 当社の主たる事業であるイエローハットが属するカー用品業界における長期の職務経験と豊富な知識を活かし、主に営業施策等に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、同様に適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

内 容	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下の通りであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。また、『法令及び定款もしくは社内規程に違反する行為又は不正な行為（以下、「法令等違反行為」という。）』に対する取締役及び使用人の懲戒等の厳正化により、取締役及び使用人一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底をはかることとする。
 - ・管理本部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、内部監査室は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。
 - ・当社の業務が適正に行われているか否かを、効果的かつ継続的にモニタリングするために、内部監査室を設置し、内部監査を実施する。
 - ・社内における、組織又は個人による法令等違反行為に関する相談・通報を受け付ける社内通報制度を設置する。
 - ・取締役は、重大な法令等違反行為に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告する。
使用人が重大な法令等違反行為に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに管理本部長に報告し、管理本部長は直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ・管理本部は、内部監査室と連携し、当社における法令等違反行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて営業本部と連携し、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。
 - ・取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書取扱規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 - ・個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・営業本部及び管理本部は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し適切にリスク管理を実施する。
 - ・管理本部は、営業本部が行うリスク管理を支援し、全社のリスク管理状況を横断的に確認する。
 - ・営業本部及び管理本部は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 - ・内部監査室は、営業本部及び管理本部が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
 - ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において審議する。
 - ・営業本部及び管理本部は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する管理本部担当者及び内部監査室にその状況を報告すると共に、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。
 - ・大規模な事故、災害、不祥事等の緊急時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ・取締役会は、当社の中期経営計画並びに年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続きの詳細について定める。

- e. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の一部の取締役は当社の取締役等の兼務又は当社取締役会で指名したものとし、当社経営会議に出席することで、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
 - ・グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、本社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
 - ・内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役は管理本部長と協議し、必要な期間、必要な人員を配置する。
- g. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・管理本部長は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分に当たっては、監査役と事前に協議を行う。
- h. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の必要とする期間におけるその他の業務等の軽減又は管理本部への人事異動を行い、その実効性の確保を行う。
- i. 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ・取締役は、監査役会に対して、法令等違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告する体制を整備する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
 - ・代表取締役は、監査役との意思疎通をはかるため、定期的な会合を持つものとする。
 - ・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- j. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・報告者が、監査役への報告により不利な処遇、評価を受けることを禁じる。ただし、虚偽報告に関しては、監査役と協議のうえ、法令及び定款並びに社内規程に従い処遇を決めるものとする。

- ・ 監査役は、報告者が監査役への報告により不利な処遇、評価を受けていると認識した場合は、顧問弁護士と連携し、会社側へ対し当該処遇の改めを求めるものとする。
- k. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用のうち、「旅費規程」に該当するものは、同規程に準じて前払又は償還を行う。
 - ・ 上記を除く当該費用に関しては、管理本部長と協議のうえ、前払又は償還を行う。
 - ・ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関しては、当社を健全に維持するための必要経費であり、当社が負担するものとする。
- l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ・ 監査役に対しては、必要に応じた書類の閲覧を提供する。
 - ・ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - ・ 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うと共に、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- m. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・ 内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ・ 当社の各部門は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役である金濱明雄氏及び出田末喜氏が当事業年度に開催された14回全てに出席致しました。その他、監査役会も14回開催致しました。

各会議体において、業務執行、コンプライアンスの状況及び評価に関する意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役は、監査役会において定めた監査方針・計画に基づき監査を行うと共に、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携をはかっております。

③ 内部監査室は、内部監査室重点方針に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務監査、内部統制監査の実施、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況の監査を実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、定款に中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は当面「期末のみの年1回」を基本的な方針としており、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向を勘案しながら適切に実施して参ります。

(2) 当事業年度の配当

当事業年度の配当につきましては、当期純利益が増益であったものの、利益配当に関する基本方針に従い、前事業年度同様に年間配当として1株当たり10円（中間配当は行っておりませんので、全額期末配当となります。）とさせていただきます。

なお、当事業年度における自己株式の取得はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,491,671	流動負債	6,125,616
現金及び預金	894,793	買掛金	1,034,034
売掛金	690,920	短期借入金	3,250,000
商品	5,480,448	1年内返済予定の長期借入金	366,654
貯蔵品	2,272	未払金	261,232
前払費用	130,172	未払費用	252,945
未収入金	276,133	未払法人税等	162,948
その他	16,931	未払消費税等	138,538
固定資産	8,394,614	前受金	65,015
有形固定資産	6,118,853	預り金	79,981
建物	2,552,660	賞与引当金	93,333
構築物	240,780	契約負債	415,222
車両運搬具	33,608	その他	5,711
工具、器具及び備品	409,714	固定負債	2,651,414
土地	2,498,358	長期借入金	641,698
建設仮勘定	383,731	退職給付引当金	1,609,661
無形固定資産	20,219	役員退職慰労引当金	166,108
投資その他の資産	2,255,541	資産除去債務	183,724
投資有価証券	248,405	長期預り敷金保証金	50,222
関係会社株式	294	負債合計	8,777,031
長期前払費用	34,493	(純資産の部)	
繰延税金資産	920,305	株主資本	7,028,461
長期預金	22,900	資本剰余金	1,910,645
敷金及び保証金	1,023,834	資本剰余金	500,645
リース投資資産	5,127	資本準備金	500,645
その他	180	利益剰余金	4,725,551
資産合計	15,886,285	利益準備金	42,692
		その他利益剰余金	4,682,858
		圧縮記帳積立金	62,240
		別途積立金	1,230,000
		繰越利益剰余金	3,390,617
		自己株式	△108,380
		評価・換算差額等	80,791
		その他有価証券評価差額金	80,791
		純資産合計	7,109,253
		負債純資産合計	15,886,285

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,997,839
売上原価	11,764,157
売上総利益	9,233,681
販売費及び一般管理費	8,946,115
営業利益	287,565
営業外収益	
受取利息	1,956
受取配当金	12,178
受取手数料	20,174
受取報奨金	10,366
産業廃棄物収入	20,463
その他	30,349
営業外費用	
支払利息	17,750
その他	12,640
経常利益	352,663
特別利益	
固定資産売却益	49
投資有価証券売却益	3,786
関係会社株式売却益	106,172
賃貸借契約解約益	46,576
特別損失	
減損損失	128,041
固定資産除却損失	12,731
店舗閉鎖損失	9,409
税引前当期純利益	359,065
法人税、住民税及び事業税	135,564
法人税等調整額	18,622
当期純利益	204,878

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				圧 縮 記 帳 積 立 金	別 積 立 金	途 金
当 期 首 残 高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	65,511	1,230,000
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 利 益						
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩					△3,271	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△3,271	-
当 期 末 残 高	1,910,645	500,645	500,645	42,692	62,240	1,230,000

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	3,253,022	4,591,227	△108,380	6,894,137	105,960	105,960	7,000,098
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△70,555	△70,555		△70,555			△70,555
当 期 純 利 益	204,878	204,878		204,878			204,878
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩	3,271	-		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△25,168	△25,168	△25,168
当 期 変 動 額 合 計	137,594	134,323	-	134,323	△25,168	△25,168	109,155
当 期 末 残 高	3,390,617	4,725,551	△108,380	7,028,461	80,791	80,791	7,109,253

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 10～28年

構築物 10～20年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間等に応じた均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① カー用品関連

カー用品関連においては、主にカー用品の販売及びカー用品の取付、車検、整備等のサービスの提供を実施しております。このような商品の販売及びサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点または顧客に役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

② 書籍関連

書籍関連においては、主にコミック、雑誌、ビジネス書等の販売を実施しております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

③ その他

その他においては、主に文具雑貨、ゲーム関連等の販売及びコーヒー等お食事のサービスの提供を実施しております。このような商品の販売及びサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点または顧客に役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

当社はイエローハット、TSUTAYA、アップガレージなどのフランチャイジー事業を営むために日本国内に123店舗有しており、当事業年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産（6,118,853千円）及び無形固定資産（20,219千円）のうち、イエローハット事業、TSUTAYA事業及びアップガレージ事業の店舗の土地建物や器具備品等の事業資産をそれぞれ4,224,620千円、364,309千円及び594,405千円計上しております。

(2) その他の情報

① 算出方法

当社の事業資産における減損判定のグルーピングは店舗を基本単位とし、店舗の主要な資産の残存耐用年数に基づき将来キャッシュ・フローの見積期間を算定しております。

イエローハット事業、TSUTAYA事業及びアップガレージ事業の事業資産の金額には、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるために、減損の兆候が識別された店舗が含まれております。

兆候が識別された店舗のうち9店舗は、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積額の総額が帳簿価額を下回るため、正味売却価額又は使用価値を回収可能価額として減損損失128,041千円を認識しておりますが、その他の店舗につきましては当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しております。

② 主要な仮定

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会の承認を得た年度予算を前提として、各セグメントおよび各店舗の固有の事情を加味して見積っております。

イエローハット事業においては、出店地域の自動車保有台数などの市場データ、当該店舗や類似店舗の過去実績、競合の動向及び車検等サービス販売強化の実行可能性を考慮して見積っており、来店客数の成長率及びサービス販売の成長率を主要な仮定として算定しております。

TSUTAYA事業においては、過去実績をもとに出店地域における消費者の購買行動の変化や出店年数等を考慮して見積っており、来店客数の成長率を主要な仮定として算定しております。

アップガレージ事業においては、出店地域の自動車販売台数などの市場データ、過去実績をもとに出店地域における消費者の購買行動の変化を考慮して見積っており、中古カー用品の買取客数の成長率を主要な仮定として算定しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定において、出店地域の消費者行動の変化及び競合他社の動向等の経営環境の悪化により、割引前将来キャッシュ・フローの見直しが必要となった場合には、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	20,000千円
建物	256,534
土地	527,689
計	804,223

② 担保に係る債務

買掛金	105,792千円
短期借入金	390,000
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	525,000
計	1,020,792

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,469,270千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	436,638千円
② 長期金銭債権	221,549
③ 短期金銭債務	851,303

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	8,134,991千円
販売費及び一般管理費	1,404,684

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,275,500株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	220,000株
------	----------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月23日 取締役会	普通株式	70,555	10	2023年3月31日	2023年6月6日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	70,555	10	2024年3月31日	2024年6月10日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、設備投資計画に照らして必要な資金、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに、非上場株式については発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に営業用店舗を賃借するために支払われたものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

買掛金については、ほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金（主に短期借入金）及び設備投資資金（主に長期借入金）であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

投資有価証券の非上場株式については定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

敷金及び保証金については、その契約に当たって事前に信用調査を行い、リスクの軽減をはかっております。

b. 市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の上場株式については、定期的に時価の把握を行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理本部において、適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券及び関係会社株式 その他有価証券	215,501	215,501	—
(2) 敷金及び保証金	1,023,834	997,697	△26,136
資産計	1,239,336	1,213,199	△26,136
(1) 長期借入金	1,008,352	1,008,872	520
負債計	1,008,352	1,008,872	520

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること及び預金が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 「買掛金」及び「短期借入金」については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
3. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券及び関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	33,199

4. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券及び関係会社株式 その他有価証券 株式	215,501	—	—	215,501
資産計	215,501	—	—	215,501

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金及び保証金	—	997,697	—	997,697
資産計	—	997,697	—	997,697
長期借入金	—	1,008,872	—	1,008,872
負債計	—	1,008,872	—	1,008,872

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券及び関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに、当該債権の残存期間及び国債利回り等の適切な指標をもとに、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
商品		234,311千円
退職給付引当金		490,554
有形固定資産		200,176
未払事業税		18,323
役員退職慰労引当金		50,596
資産除去債務		55,962
賞与引当金		28,541
その他		40,562
繰延税金資産小計		1,119,028
評価性引当額		△137,118
繰延税金資産合計		981,910
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△24,067
資産除去債務に対応する除去費用		△9,968
圧縮記帳積立金		△27,287
建設協力金		△282
繰延税金負債合計		△61,604
繰延税金資産の純額		920,305

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
その他の 関係 会社	㈱イエローハ ット	(被所有) 直接 15.6%	フランチャイザ ー仕入先	商品の仕入	8,134,991	買掛金	779,260	
			クレジット債権 の回収等	債権回収高 カード取扱手数料	6,769,407 211,698	未収入金	93,440	
		(所有) 直接 0.0%	土地建物の賃借	賃借料の支払		447,315	前払費用	41,267
							長期前払費用	473
							敷金及び保証金	221,549

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	イエロー ハット	TSUTAYA	アップ ガレージ	計		
売上高						
カー用品	16,132,393	—	1,086,954	17,219,347	—	17,219,347
書籍	—	846,323	—	846,323	—	846,323
その他	—	854,372	—	854,372	1,994,259	2,848,632
顧客との契約 から生じる収益	16,132,393	1,700,696	1,086,954	18,920,044	1,994,259	20,914,303
その他収益	—	—	—	—	83,535	83,535
外部顧客への 売上高	16,132,393	1,700,696	1,086,954	18,920,044	2,077,795	20,997,839

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ダイソー事業、コマダ事業、シャトラーゼ事業及び保険収入等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	434,077
契約負債 (期末残高)	415,222

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,007円62銭
 (2) 1株当たり当期純利益 29円04銭

11. その他の注記

記載金額の表示

記載金額のうち、千円単位のものは千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ホットマン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士直和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホットマンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社ホットマン	監査役会
常勤監査役 早坂英男	Ⓜ
社外監査役 鈴木秀総	Ⓜ
社外監査役 永山雅敏	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	伊 藤 信 幸 (1950年1月1日)	1975年1月 当社設立 代表取締役（現任） 2015年12月 株式会社多賀城葛屋書店 代表取締役社長 2016年10月 株式会社多賀城葛屋書店 代表取締役社長退任、現在に至る	1,128,030株
2	柳 田 聡 (1959年3月20日)	1996年9月 当社入社 2000年2月 営業本部営業部長 2005年4月 取締役営業本部営業部長 2006年4月 常務取締役営業本部長 2006年6月 常務取締役第1営業本部長 2007年10月 常務取締役管理本部長 2012年1月 専務取締役管理本部長 2015年6月 専務取締役営業本部長 2016年6月 専務取締役兼管理本部長 2017年1月 専務取締役 2018年1月 専務取締役兼営業本部長 2021年4月 専務取締役兼管理本部長 2021年4月 専務取締役兼営業本部長 2022年10月 専務取締役兼管理本部長、現在に至る	17,731株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	伊藤忠行 (1974年3月10日)	1998年10月 当社入社 2007年4月 管理本部課長 2009年12月 第2営業本部部長 2010年7月 営業本部営業部長 2013年2月 管理本部統括部長 2015年11月 営業本部営業部長 2017年1月 管理本部長 2018年6月 取締役管理本部長 2021年4月 取締役営業本部長 2021年4月 取締役管理本部長 2022年10月 取締役営業本部長、現在に至る	12,260株
4	山崎克宏 (1962年1月19日)	1996年9月 当社入社 2007年4月 第1営業本部営業部長 2010年7月 営業本部営業部長 2016年6月 取締役営業本部長 2018年1月 取締役商品本部長 2022年1月 取締役営業副本部長、現在に至る	16,400株
5	出田末喜 (1947年12月14日)	1966年4月 日本建設株式会社入社 2002年6月 同社 取締役 2005年6月 同社 常務取締役 2012年6月 同社 専務取締役 2020年5月 同社 退社 2022年6月 当社社外取締役、現在に至る	一株
6	※ 今野明夫 (1957年4月19日)	1976年4月 株式会社七十七銀行入行 2011年6月 株式会社日専連ライフサービス出向 2012年4月 株式会社七十七銀行退行 2012年6月 株式会社日専連ライフサービス 取締役 2014年6月 同社 常務取締役 2022年6月 同社 退社 2022年7月 コセキ株式会社入社 顧問、現在に至る	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者並びに今野明夫氏が所属するコセキ㈱と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者を除く各候補者の選任理由は次の通りであります。

- (1) 伊藤信幸氏は、当社の取締役として長年に亘り当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、フランチャイズビジネスにおける長い経験と企業経営者としての豊富な経験と共に人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者と致しました。
 - (2) 柳田聡氏は、当社内で営業、管理の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の管理本部長及び営業本部長の経歴があり、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者と致しました。
 - (3) 伊藤忠行氏は、当社で営業、管理、経営企画領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2018年6月より当社の取締役を務めており、当社における経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者と致しました。
 - (4) 山崎克宏氏は、当社の取締役として経営に携わり、また広告等の販売促進担当に加え全事業の商品管理、備品管理部門における豊富な経験を有すると共に人格、見識とも優れていることから、取締役候補者と致しました。
4. 出田末喜氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏を、社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、建設業における長期の職務経験と、様々な役職を歴任し豊富な経験を有していることから、社外取締役として中立な立場から有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
 - (2) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (4) 同氏の、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 今野明夫氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏を、社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、金融機関における長期の職務経験と、様々な役職を歴任し豊富な経験を有していることから、社外取締役として中立な立場から有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
 - (2) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - (3) 当社は、同氏を、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、伊藤信幸氏、柳田聡氏、伊藤忠行氏、山崎克宏氏、出田末喜氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補償する（ただし、罰金、課徴金及び役員が会社に対して支払う損害賠償を除く）補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、今野明夫氏の選任が承認された場合は、同契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員等の状況 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	早坂英男 (1960年12月25日)	1984年8月 当社入社 2011年7月 内部監査室調査役 2012年7月 内部監査室長 2019年10月 株式会社北日本車検整備工場 監査役 2020年6月 当社常勤監査役（現任） 2022年7月 株式会社北日本車検整備工場 監査役退任、現在に至る	7,500株
2	鈴木秀総 (1980年10月11日)	2008年12月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 2016年11月 おおさき総合法律会計事務所開設（現任） 2017年6月 当社社外監査役（現任） 2020年8月 株式会社中央会計企画 代表取締役（現任） 2021年11月 グラントマト株式会社 監査役、現在に至る	一株
3	※ 渡邊正法 (1961年8月15日)	1997年4月 合名会社鯨勘フーズ（現、株式会社鯨勘フーズ）入社 1999年4月 株式会社アミノ入社 2004年3月 同社 取締役管理部長 2004年6月 同社 常務取締役 2004年11月 株式会社鯨勘フーズ 取締役（現任） 2019年8月 株式会社アミノ 専務取締役、現在に至る	一株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

- 各候補者並びに鈴木秀総氏が所属するおおさき総合法律会計事務所、(株)中央会計企画及びグラントマト(株)と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 各候補者並びに渡邊正法氏が所属する(株)鯨勘フーズ及び(株)アミノと当社との間には特別の利害関係はありません。
- 早坂英男氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 鈴木秀総氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 同氏を、社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、監査法人における長期の職務経験と、法律及び会計事務等の様々な知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
 - (2) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (4) 同氏の、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 渡邊正法氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 同氏を、社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、主に飲食業界における長期の職務経験と、様々な役職を歴任し豊富な経験を有していることから、社外監査役として中立な立場から有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
 - (2) 同氏の選任が承認された場合、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - (3) 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指名する予定であります。
7. 当社は、早坂英男氏、鈴木秀総氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補償する（ただし、罰金、課徴金及び役員が会社に対して支払う損害賠償を除く）補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、渡邊正法氏の選任が承認された場合は、同契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員状況 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考) 候補者及び当社役員が有する専門性

氏名	当社における 現在の地位及び担当	経営者 経験	業界 知識	販売 促進	財務 会計	経営 企画	リスク 管理	総務 法律	建設関 連知識
伊藤信幸	代表取締役	○	○	○			○		
柳田 聡	専務取締役兼管理本部長		○	○	○	○	○	○	
伊藤忠行	取締役営業本部長		○	○	○	○	○	○	
山崎克宏	取締役営業副本部長		○	○					
出田末喜	社外取締役					○		○	○
今野明夫	社外取締役			○	○		○		
早坂英男	常勤監査役		○		○		○		
鈴木秀総	社外監査役	○			○	○		○	
渡邊正法	社外監査役			○	○	○	○	○	

以 上

会場ご案内図

江陽グランドホテル 3階 孔雀の間
宮城県仙台市青葉区本町二丁目3番1号

交通 JR仙台駅西口より徒歩13分
地下鉄南北線「広瀬通駅」西1出口前

